

持続可能な貸付勧告の対象国に係る引受方針

2025年5月1日
株式会社日本貿易保険 作成

対象保険種

(個別)貿易一般保険個別保険、貿易代金貸付保険個別保険、輸出手形保険、信用状確認保険、海外事業資金貸付保険
(包括)貿易一般保険包括保険(鋼材、設備財、企業総合、技術提供契約等)、貿易代金貸付保険包括保険

持続可能な貸付勧告の対象国

(債務上限に係る制限が国際通貨基金(IMF)又は世界銀行(世銀)により課されている低所得国)

1. ゼロリミット国	
国コード	国名
126	モルディブ
128	東ティモール
329	グレナダ
511	ガンビア
512	ギニアビサウ
514	シエラレオネ
515	リベリア
522	カーボベルデ
528	チャド
529	中央アフリカ共和国
532	コンゴ共和国
534	ブルンジ
536	サントメ・プリンシペ
538	エチオピア
539	ジブチ
540	ソマリア
545	モザンビーク
553	マラウイ
554	ザンビア
558	コモロ
610	サモア独立国
611	バヌアツ
613	ソロモン
614	トンガ
615	キリバス
624	ツバル
625	マーシャル諸島
626	ミクロネシア

2. ノンゼロリミット国	
国コード	国名
121	ラオス
131	ネパール
155	タジキスタン
509	モーリタニア
510	セネガル
516	コートジボワール
517	ガーナ
518	トーゴ
519	ベナン
521	ブルキナファソ
525	ニジェール
527	カメルーン
533	コンゴ民主共和国
541	ケニア
542	ウガンダ
543	タンザニア
546	マダガスカル
602	パプアニューギニア

3. その他制限国	
国コード	国名
127	バングラデシュ
130	アフガニスタン
132	ブータン
145	シリア
149	イエメン
154	キルギス
240	モルドバ
248	コソボ
307	ホンジュラス
310	ニカラグア
322	ハイチ
330	セントルシア
333	ドミニカ
336	セントビンセント・グレナディーン諸島
403	ガイアナ
507	スーダン
513	ギニア
520	マリ
526	ルワンダ
549	ジンバブエ
552	レント
559	エリトリア
560	南スーダン共和国

赤字：より厳格な制限への変更

青字：より緩やかな制限への変更

変更実施日：(個別) 2025年5月2日 (包括) 2025年5月12日

(2025年2月28日付の"List of lower income countries"に基づく。)

・国別の引受方針の詳細は、<https://www.nexi.go.jp/cover/> をご参照ください。

・持続可能な貸付勧告及びNEXIの取組の内容詳細については、
<https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html> をご参照ください。(以下概略)

対象案件

・起算点から決済期限又は償還期限までの期間が1年以上である公的セクター向け案件

対象案件に係る引受方針

1. ゼロリミット国(非譲許的借入が認められていない国)：

対象案件については引受を行いません。

2. ノンゼロリミット国(非譲許的借入の上限が設定されている国)：

案件規模が5百万SDR以上(国民所得が10億ドル未満の国の場合には、1百万SDR以上)の引受については、内諾(輸出手形保険に関しては事前承認。以下、「内諾等」という。)が必要になります。

なお、案件規模が5百万SDR以上(国民所得が10億ドル未満の国の場合、1百万SDR以上)の場合、当該案件及び関連支出がDLP及びSDFPに沿っている旨の保証(assurance)を借入国の適切な政府機関(財務省や中央銀行等)からできる限り取得いただくことが必要になります。ただし、支払人(借入人)又は保証人が、財務省又は中央銀行となる場合については、保証が取得されているものとみなします。

3. その他制限国(非譲許的借入の上限が設定されていない国)：

案件規模が5百万SDR以上(国民所得が10億ドル未満の国の場合には、1百万SDR以上)の引受については、内諾等が必要になります。